

議第 114 号

下呂市濁河温泉施設に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市濁河温泉施設に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市濁河温泉施設を使用する旅館等が新型コロナウイルス感染拡大による悪影響により業績が悪化し、その経営が極めて厳しいものとなったため、当該旅館等の経営維持支援を目的として当該条例の一部を改正するものです。

## 下呂市濁河温泉施設に関する条例の一部を改正する条例

下呂市濁河温泉施設に関する条例（平成16年下呂市条例第110号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(温泉使用料)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>年間給湯の温泉使用料については、毎年度前期分として9月30日までに半額を、後期分を3月31日までに残額を納付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>季節給湯の温泉使用料については、第7条の請書の提出日までに納付しなければならない。</u></p> <p>5 年の中途に脱退した者又は第17条に規定する加入取消者の温泉使用料は、還付しない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 <u>会計年度をまたぐ季節給湯の温泉使用料は、承認の日を基準としその年度の収入とする。</u></p>	<p>(温泉使用料)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>温泉使用料については、毎年5月31日までに半額を、11月30日までに残額を市長に納付しなければならない。</u></p> <p>4 年の中途に脱退した者又は第15条に規定する加入取消者の温泉使用料は、還付しない。</p> <p>5～7 (略)</p>
<p>(敷金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>(温泉使用料等の減免及び徴収猶予)</u></p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請に基づき使用料等を減免し、又は使用料等の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) <u>使用者が地震、暴風雨、洪水、火災、御嶽山の噴火等による被害を受けたとき。</u></p>	<p>(敷金)</p> <p>第13条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>市長は、公益上その他特別の理由があると認めるとき。</u></p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第15条 市長は、地方自治法第231条の3第2項及び下呂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の規定により督促状を發したときは、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p> <p>(敷金の運用)</p> <p><u>第16条 (略)</u></p> <p>(加入の取消し等)</p> <p><u>第17条 (略)</u></p> <p>(処分の制限)</p> <p><u>第18条 (略)</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条 (略)</u></p>	<p>(敷金の運用)</p> <p><u>第14条 (略)</u></p> <p>(加入の取消し等)</p> <p><u>第15条 (略)</u></p> <p>(処分の制限)</p> <p><u>第16条 (略)</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条 (略)</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。